

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令及び同令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令の概要

趣旨

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）第2条第1項の規定に基づき、標準化対象事務（情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務）を定める。

概要

- 標準化対象事務は、累次の閣議決定において標準化の対象業務とされてきた17業務に、**戸籍、戸籍の附票及び印鑑登録の3業務**を加え、以下の**20業務**とする。
 - ① 児童手当、② 子ども・子育て支援、③ 住民基本台帳、④ 戸籍の附票、⑤ 印鑑登録、⑥ 選挙人名簿管理、⑦ 固定資産税、⑧ 個人住民税、⑨ 法人住民税、⑩ 軽自動車税、⑪ 戸籍、⑫ 就学、⑬ 健康管理、⑭ 児童扶養手当、⑮ 生活保護、⑯ 障害者福祉、⑰ 介護保険、⑱ 国民健康保険、⑲ 後期高齢者医療、⑳ 国民年金
- **政令においては抽象的な事務・業務分野を示しつつ、対象事務の詳細は命令に委任することとする。**
なお、命令で定める対象事務の詳細については、標準仕様書の策定期間に応じて以下のとおり規定する。
 - （1）令和3年度までに標準仕様書を作成済の事務（③、⑤、⑦、⑧、⑨、⑩、⑫、⑬、⑯、⑰）
標準仕様書において対象事務が具体的に特定されていることから、命令においては、当該事務の根拠条文を引用して規定する。
 - （2）令和4年夏までに標準仕様書を作成する事務（①、②、④、⑥、⑪、⑭、⑮、⑱、⑲、⑳）
今後公表される予定の標準仕様書において対象事務が具体的に特定されることから、今後定める命令においては、政令と同様に抽象的な事務・業務分野を規定する。
- 施行期日：公布の日から施行する。
ただし、⑦から⑩に関して規定した地方税に関する事項（森林環境税の賦課徴収に関する事務に係る部分に限る。）については、令和6年1月1日から施行する。

政令で定める主な標準化対象事務

①児童手当

- ・児童手当又は特例給付の支給に関する事務

②子ども・子育て支援

- ・子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者若しくは特定子ども・子育て支援施設等の確認又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

③住民基本台帳

- ・住民基本台帳に関する事務
- ・中長期在留者の住居地の届出又は外国人住民に係る住民票の記載等についての通知に関する事務
- ・特別永住者の住居地の届出に関する事務
- ・個人番号の指定に関する事務
- ・住居表示に係る事項の通知に関する事務

④戸籍の附票

- ・戸籍の附票に関する事務

⑤印鑑登録

- ・印鑑に関する証明書の交付に関する事務

⑥選挙人名簿管理

- ・選挙人名簿又は在外選挙人名簿に関する事務
- ・投票人名簿又は在外投票人名簿に関する事務

⑦、⑧、⑨、⑩ 地方税

- ・個人の道府県民税（都民税を含む。）若しくは市町村民税（特別区民税を含む。）、法人の市町村民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務

⑪戸籍

- ・戸籍に関する事務

⑫就学

- ・就学義務の猶予若しくは免除又は就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務
- ・学齢簿に関する事務
- ・就学時の健康診断に関する事務

⑬健康管理

- ・健康教育、健康相談その他の国民の健康の増進を図るための措置に関する事務
- ・母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置に関する事務
- ・予防接種の実施に関する事務

⑭児童扶養手当

- ・児童扶養手当の支給に関する事務

⑮生活保護

- ・生活保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する事務

⑯障害者福祉

- ・障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務
- ・特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務
- ・福祉手当の支給に関する事務
- ・自立支援給付の支給に関する事務

⑰介護保険

- ・介護保険に関する事務

⑱国民健康保険

- ・被保険者の資格の取得若しくは喪失、保険給付の実施又は保険料の賦課及び徴収に関する事務

⑲後期高齢者医療

- ・被保険者の資格の取得若しくは喪失又は保険料の徴収に関する事務

⑳国民年金

- ・被保険者の資格の取得若しくは喪失、年金である給付若しくは一時金の支給、付加保険料の納付又は保険料の免除に関する事務

※その他 ①～⑳までの事務に附帯する事務